

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

新座市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせ下さい。

収入が減って
家計が苦しい

失業して、
家賃が払えない

公共料金に
滞納がある

求職活動が
うまくいかない

相談相手が
いない

債務の返済で
困っている

お問合せ先

新座市 生活支援課 自立支援係

住所：新座市野火止一丁目1番1号（本庁舎2階）

電話：048-477-6347（直通）

受付時間：（月～金曜日 8:30～16:30）

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

**離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方**



主な給付要件チェックリスト

項目				チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？				<input type="checkbox"/>
資産（預貯金）が一定額以内ですか？（単位：円）				<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
預貯金額	504,000	780,000	1,000,000	
下表の基準額と今お住まいの家賃額の合計額が、申請日の属する月の世帯収入額を超えていますか？（単位：円）				<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
基準額（月額）	84,000	130,000	172,000	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？				<input type="checkbox"/>

○住居確保給付金の算定方法について

基準額+家賃額-世帯収入額=住居確保給付金支給額

※住居確保給付金の支給額は下表の支給家賃額が上限となります。

（単位：円）

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
支給額（上限額）	47,700円	57,000円	62,000円

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の生活支援課 自立支援係に御相談ください。